

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 4 9 9 号)

平成 1 9 年 6 月 1 4 日

横 情 審 答 申 第 499 号

平 成 19 年 6 月 14 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成19年3月19日神保年第1651号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「私の世帯における国民健康保険についてなされた諸届一式に関する情報公開
を求める。（期間は 年 月～ 月）」の非開示決定に対する異議申立てについ
ての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「私の世帯における国民健康保険についてなされた諸届一式に関する情報公開を求める。（期間は 年 月～ 月）」の存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「私の世帯における国民健康保険についてなされた諸届一式に関する情報公開を求める。（期間は 年 月～ 月）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年12月25日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第9条に該当するため、その存否を明らかにしないで非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件請求は、「私の世帯における国民健康保険についてなされた諸届一式に関する情報公開を求める。」と記載して、特定の個人を指定した上で、情報公開条例の規定に基づき行われているため、本件申立文書が存在しているか否かを答えること自体が、国民健康保険について、何らかの届出がなされたか否かという、当該特定の個人に係る情報の存在の有無を答えることとなり、情報公開条例第7条第2項第2号により非開示として保護すべき個人に関する情報を開示することと同様の効果が生じることになる。
- (2) 仮に、本件申立文書が存在するとしても、本件請求に係る情報は、特定の個人に関する情報であって、当該特定の個人を識別することができることから、情報公開条例第7条第2項第2号に該当し、非開示となるものである。
- (3) 以上のことから、情報公開条例第9条に該当すると判断し、非開示とした。なお、情報公開条例第5条で規定する開示請求権は、何人に対しても等しく開示請求権を認めるものであり、開示請求者に対し、開示請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものではなく、開示請求者が誰であるか、又は開示請求者が開示請求に係

る行政文書に記録されている情報について利害関係を有しているかどうかなどの個別的事情によって、当該行政文書の開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。自己を本人とする保有個人情報の開示については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定に基づき請求することができることを、異議申立人代理人に異議申立書を受理した旨の連絡と併せて伝えている。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人の妻は、突如長女を連れて家出し、行方をくらませてしまったため、申立人は区役所などを訪れ、妻及び長女の行方を捜したが、その所在は要として知れなかった。そのような中、突然、申立人のもとへ、妻と長女が一方的な手続で申立人の国民健康保険から抜けたという連絡が舞い込んだのであるから、この書類を見たいと思うのは、健全な夫婦であればもちろんのこと、通常の父親であれば当たり前のことである。
- (3) 申立人にとって、妻と長女の今の居場所を知る手がかりは、横浜市に提出された国民健康保険関係の届出一式以外に存在しない。
- (4) このような人としてごく当たり前の情報公開請求を認めないなどという決定は、不当以外の何ものでもない。
- (5) 申立人は、区役所の窓口において、本件申立文書の公開を求める旨申し出て、窓口担当職員の指示のままに書面を書き、本件請求を行ったのであり、もともと「自己を本人とする横浜市の保有個人情報の開示」を求めており、最初から個人情報保護条例に基づく請求として受理されて然るべきであるにもかかわらず、なぜか第三者の個人情報公開請求を求めたかのような形式で受理されている。
- (6) 申立人はごく一般的な横浜市民で、法律や条例等の素人であり、情報公開請求という優れて専門的で難解な手続は窓口担当職員の説明を聞きながら進めざるを得ないのであるから、個人情報保護条例に基づく請求として受理すべきであった本件請求を誤って情報公開条例に基づく情報公開請求として受理した過失があったことは明らかである。

5 審査会の判断

(1) 国民健康保険に関する届出について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく国民健康保険事業は、市町村及び特別区が保険者となり、当該市町村及び特別区の区域内に住所を有する者のうち一部の者を除く者を被保険者として、療養の給付等を行うものであり、同法第9条は、被保険者の属する世帯の世帯主は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならないこととしている。

(2) 本件申立文書について

情報公開条例に基づいて実施機関に提出された開示請求書の記載及び申立人の主張から、本件申立文書は、国民健康保険の被保険者である申立人が属する世帯について、国民健康保険法に基づく届出がなされた届出書であると解される。

(3) 存否応答拒否について

ア 情報公開条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、個人や法人等の正当な権利利益等として非開示情報に該当する情報等であって、開示請求に対して当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき権利利益が損なわれる場合に適用されるものであり、請求内容から推し量られる情報が情報公開条例上非開示として保護すべき情報に該当する場合に、非開示として応答することによって生じる支障を回避しようとするものであるため、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

また、「当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるとき」とは、通常、保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまうことをいうと解される。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、特定のものを名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、開示したのと同様の効果が生

じること及び 開示請求に係る情報が、非開示として保護すべき利益があることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

(4) 本件請求に対する存否応答拒否の妥当性について

ア 実施機関は、本件請求については、本件申立文書の存否を答えること自体が情報公開条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当する情報を開示することとなることから、情報公開条例第9条に該当するとして非開示としている。

そこで、本件請求に係る情報について、前記(3)イの2つの要件の該当性を有するかについて検討する。

イ まず、 の要件の該当性について検討する。

本件請求は特定の個人を名指しし、その者の属する世帯における国民健康保険についてなされた諸届一式に関する情報の開示を求められたものである。

国民健康保険の被保険者は個人であり、届出も被保険者について行われるものであるから、本件請求に対して、非開示決定等を行えば本件申立文書が存在すること、すなわち特定の個人に関する届出がなされたことを答えることになり、また、不存在による非開示決定を行えば本件申立文書が存在しないこと、すなわち特定の個人に関する届出がなされなかったことを答えることになる。その結果、国民健康保険の被保険者である特定の個人についての届出の有無が明らかとなり、本件申立文書を開示したのと同様の効果が生じることとなるため、 の要件に該当する。

ウ 次に の要件の該当性については、本件請求に係る情報が情報公開条例第7条第2項第2号で規定する非開示事由に該当するか否かについて検討する。

(ア) 情報公開条例第7条第2項第2号によれば、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができることとされている。

(イ) 特定の個人について、国民健康保険の届出がなされたか否かという情報は、当該特定の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

なお、当該情報は、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ 申立人は、実施機関には個人情報保護条例に基づく請求として受理すべきであった本件請求を誤って情報公開条例に基づく請求として受理した過失があると主張しているため、実施機関に確認したところ、申立人に対し、本件申立文書について正式な手続をとるよう案内し、その後、情報公開条例に基づく本件請求に係る開示請求書が郵送されてきたとのことであった。いずれが事実であるとしても、本件における事案の性質を考慮すれば、これらの事情は、審査会の結論を左右するものとは認められない。

オ 以上のことから、本件申立文書については、情報公開条例第9条を適用することが妥当であるものとする。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を情報公開条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年3月19日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年3月22日 (第104回第一部会) 平成19年3月27日 (第102回第二部会) 平成19年4月6日 (第39回第三部会)	・諮問の報告
平成19年4月25日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年4月26日 (第105回第一部会)	・審議
平成19年5月17日 (第106回第一部会)	・審議